

平成29年3月12日より

道路交通法が改正されました

■準中型免許が新設されました。.....

車両総重量	3.5t 未満	5t 未満	7.5t 未満	11.0t 未満
最大積載量	2t 未満	3t 未満	4.5t 未満	6.5t 未満

3月12日以降の新制度			
普通免許	準中型免許	中型免許	大型免許
18歳以上(乗車定員10人以下)	18歳以上(乗車定員10人以下)	20歳以上・普通免許保有2年 (乗車定員11人以上29人以下)	21歳以上・普通免許保有3年 (乗車定員30人以上)
改正前の旧制度			
普通免許	中型免許		大型免許
18歳以上(乗車定員10人以下)	20歳以上・普通免許保有2年 (乗車定員11人以上29人以下)		21歳以上・普通免許保有3年 (乗車定員30人以上)

■普通免許で運転できる自動車の範囲が狭まりました。.....



新普通免許は車両総重量3.5t未満限定となったので、大半のトラックの運転はできなくなりました。

■車両総重量3.5t以上の運転には 準中型免許が必要となります。

■準中型免許は満18歳以上で取得可能です。.....

- 準中型5t限定免許の方
(改正前の普通免許をお持ちの方) → **4時限の技能教習後に検定。**
- 普通免許の方
(改正後の普通免許をお持ちの方) → **学科1時限、技能13時限後に検定。**

